

(二) 計量法第二百二十一条の二（認定）の認定特定計量証明事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	については、一万五千円） 一件につき九万円
百十五 回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八条第一項（登録機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百十六 工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録		
(一) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第九条第一項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

(二) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六 条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録 を除く。） (三) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十 九条の二（特定登録調査機関の登録）の登録（更新の登 録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百十七 特定輸出機器に係る国外適合性評価事業の認定 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール 共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律 第百十一号）第三条第一項（認定）の国外適合性評価事業 の認定（更新の認定を除く。以下この号において単に「認 定」という。）	申請件数	一件につき九万円 （既に認定を受けて いる者については、 一万五千円）
百十八 前払式割賦販売業の許可、割賦購入あつせん業者の登録又は前払式特定取引業の許可		

(一) 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第十一 条（前払式割賦販売業の許可）の規定による前払式割賦 販売の事業の許可 (二) 割賦販売法第三十一条（割賦購入あつせん業者の登 録）の登録割賦購入あつせん業者の登録 (三) 割賦販売法第三十五条の三の二（前払式特定取引業の 許可）の規定による前払式特定取引の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
百十九 フロン類破壊業者の許可 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に 関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十五条第一 項（フロン類破壊業者の許可）の規定によるフロン類の破 壊の事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可		

(注) 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項（速達性向上計画）の規定による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第一項（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定は当該特許とみなす。

(一) 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項（許可）の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円 (一)に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円
(二) 鉄道事業法第三十二条（許可）の索道事業の許可	許可件数	一件につき三万円

(三) 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）（同法第三十一条（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。）	特許件数	一件につき十五万円 (三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円）
(四) 鉄道事業法第六十二条第一項（軌道からの変更）の規定による軌道事業から鉄道事業への変更の許可（一に掲げる許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき十五万円 (四)に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円）
百二十一 自動車道事業の免許 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十七条第一項（免許）の自動車道事業の免許	免許件数	一件につき十五万円

百二十二	高速道路の新設又は改築の許可		
	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項（高速道路の新設又は改築）の規定による高速道路の新設又は改築の許可	許可件数	一件につき十五万円
百二十三	自動車ターミナル事業の許可		
	自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条（事業の許可）の自動車ターミナル事業の許可	許可件数	一件につき九万円
百二十四	優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録		
	(一) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十四条第一項（優良自動車整備事業者の認定）の優良自動車整備事業者の認定		
	イ 道路運送車両法第四十八条第一項（定期点検整備）の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備	認定件数	一件につき九万円

又は改造の事業（ロにおいて「点検付随整備事業」という。）の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの

ロ 点検付随整備事業の一部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの

ハイ及びロに掲げる認定以外の認定

(二) 道路運送車両法第七条第四項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可

(注) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定

認定件数

一件につき六万円

認定件数

一件につき三万円

登録件数

一件につき九万円

は、当該許可とみなす。

(一) 道路運送法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可 イ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可 ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可	許可件数	一件につき二万円 （個人の受ける一般乗用旅客自動車運送事業の許可で政令で定めるものについて は、一万五千円）

イ (一)イに掲げる許可を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号（許可申請）の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき一万五千円
ロ (一)ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき五千円
(三) 道路運送法第四十三条第一項（特定旅客自動車運送事業）の特定旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
(四) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円

(五) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき六万円
百二十六 自家用自動車の有償貸渡しの許可 道路運送法第八十条第二項（有償運送の禁止及び賃貸の制限）の規定による自家用自動車の貸渡しの事業の許可（政令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき九万円
百二十七 運河開設の免許 運河法（大正二年法律第十六号）第一条（免許）の規定による運河の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円
百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可 (一) 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当	許可件数	一件につき十五万円

該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）

(二) 造船法第三条第一項（設備の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に必要な設備の新設、増設又は拡張の許可（当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）

許可件数

一件につき三万円

百二十九 小型船造船業者の登録

小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第四条（登録）の規定による小型船造船業者の登録

登録件数

一件につき九万円

百三十 船舶等の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録

(一) 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二（事業場の認定）の製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円 （既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
(二) 船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の整備に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円 （既に（二）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の	登録件数	一件につき九万円

登録（更新の登録を除く。）

(五) 船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

(六) 船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

(七) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

百三十一 海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録

(一) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四

申請件数

一件につき九万円

十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ二（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除

（既に（一）に掲げる認

定を受けている者に

ついては、一万五千

く。 (二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三(事業場の認定)の認定(財務省令で定めるものを除く。)	申請件数	円) 一件につき九万円 (既に(二)に掲げる認定を受けている者については、一万五千円)
(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項(事業の許可及び届出)の廃油処理事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
(四) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の二第四項(登録確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(五) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更	登録件数	一件につき九万円

新の登録を除く。）

(六) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

(七) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

(八) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法

登録件数

一件につき九万円

律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第一項（船級協會の登録）の船級協會の登録（更新の登録を除く。）

百三十三 船舶運航事業の許可

（一）海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（二）海上運送法第十九条の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（一の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可	許可件数	一件につき九万円

百三十四 港湾運送事業の免許又は許可

(一) 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第 四条第一項（免許）の規定による港湾運送事業の免許		
イ 一般港湾運送事業の免許	免許件数	一件につき九万円
ロ 港湾荷役事業の免許	免許件数	一件につき六万円
ハ はしけ運送事業の免許又はいかだ運送事業の免許	免許件数	一件につき三万円
ニ 検数事業の免許、鑑定事業の免許又は検量事業の免 許	免許件数	一件につき三万円
(二) 港湾運送事業法第二十二條の二第一項（特定港湾にお ける一般港湾運送事業等）の規定による特定港湾におけ る一般港湾運送事業等の許可	許可件数	一件につき九万円
イ 一般港湾運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
ロ 港湾荷役事業の許可	許可件数	一件につき六万円

ハ はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
百三十五 内航海運業の登録		
内航海運業法（昭和二十七年法律第一百五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録		
(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項	登録件数	一件につき九万円

(登録船舶職員養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項(登録小型船舶教習所の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一(操縦免許証更新講習の登録)において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

(六) 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)附則第三条(電子通信移行講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

百三十七 船員派遣事業の許可

船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第五十五

許可件数

一件につき九万円

条第一項（船員派遣事業の許可）の船員派遣事業の許可
（更新の許可を除く。）

百三十八 飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運
送事業若しくは航空機使用事業の許可

(一) 航空法第三十八条第一項（飛行場又は航空保安施設の設置）の規定による飛行場又は航空保安施設の設置の許可		
イ 飛行場の設置の許可	許可件数	一件につき十五万円
ロ 航空保安施設の設置の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	認定件数	一件につき九万円
(三) 航空法第百条第一項（許可）の航空運送事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
(四) 航空法第百二十三条第一項（航空機使用事業の許可）	許可件数	一件につき九万円